



平成23年 8 月 2 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
野村不動産ホールディングス株式会社  
取締役社長 中井 加明三  
(コード番号：3231 東証第一部)  
問い合わせ先 広報IR部長 石川 陽一郎  
TEL：(03) 3348-8117

ストックオプション（新株予約権）の付与に関する補足事項について

平成23年7月28日に発表しました「ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ」に関し、下記のとおり補足事項をお知らせいたします。

記

(補足事項) 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションは、その一部につきまして、割当を受ける当社取締役のうち1名が当社親会社である野村土地建物株式会社の取締役を兼務しているため、支配株主との取引等に該当しております。

(1) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本件ストックオプションは、社内で定められた規則および手続きに従って発行しております。また、権利行使価額の決定方法をはじめとする発行内容および条件等についても、一般的な新株予約権の発行内容および条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

(2) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本件ストックオプションは、内容および条件の妥当性を平成23年7月28日開催の当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。

当該取締役会には、支配株主と利害関係のない社外監査役である松島茂監査役（独立役員）が審議に参加し、以下の理由により少数株主にとって不利益なものでないことの見解を得ております。

- ① 取締役の職務執行の対価として妥当性を有するものであること。
- ② 社内で定められた規則および手続きに基づき発行されるものであること。
- ③ 発行内容および条件の決定方法等について指摘すべき事項がないこと。

(3) コーポレートガバナンス報告書との適合状況

平成23年7月15日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりであり、本件ストックオプションの発行は、この指針に基づいて決定しております。

「親会社である野村土地建物株と当社グループとの間の取引条件は、一般の取引先と同様の基準で合理的に決定しております。」

以 上